

当院では、**禁煙のお手伝い**ができるよう、**禁煙外来**をおこなっています。

## 禁 煙 外 来 の お 知 ら せ

### ● 禁煙外来 が保険適用となる条件

- ① スクリーニングテスト（TDS）でニコチン依存症（5点以上）と診断される。
- ② 1日の喫煙本数×喫煙年数が200以上である。（35歳未満は不要）
- ③ ただちに禁煙することを希望している。
- ④ 禁煙治療を受けることを文書により同意している。
- ⑤ 前回の保険診療による禁煙治療から1年以上経過している。

■診療内容： 禁煙指導及び禁煙補助薬処方

■診療期間： 12週、全5回（初回、2・4・8・12週後）

■診療担当： 田上 豊

■診療時間： 毎週火日 15:00～17:00（受付 16:30まで）

お気軽にお問合せください ☎ 073-471-3111

当院は、**敷地内禁煙**です。ご理解ご協力お願いします。